

般に不景氣を懸ふるの餘響は、延いて地方公學の上にも及ぼし、其の進歩發達に尠からざる打撃を與へ、豫期の計畫に一大蹉跌を生じたことは蓋し掩ふべからざる事實である。其の反響として各種の私立學校が俄然として興り、以て時勢の要求を充たしたので、之れが其の一時の盛況を見るに至つた所以である。さうして當時の教科目は多くは讀書、算術、習字、裁縫等の初等程度を施したものが多く、其學校數は次第に増加したけれども、其後に至り廢校又は移轉等により漸次其數を減じ、二十九年には僅かに上福島村の三省學校と今宮村の溫知學校とを残存するのみとなつたが、此二校すら三十年四月接近町村の大坂市編入により、全く市屬に移つたので、本町には遂に私立學校の跡を絶つてしまつたのである。

明治初年以降二十五年迄に存在した本村の私立學校中目星しいものは

成 立 學 校 三十年十月 讀 書 教 授

梅 溪 裁 縫 學 校 二十一年八月 裁 縫 教 授

溫 知 學 校 二 十 四 年 習 字 算 術 教 授

右の内溫知學校は五十名乃至百五十名の生徒を收容し盛大であつた。

現在には學校らしきものは無くなつて、みのり子供園、四恩學園、廣畔小學校今宮分校等の二三幼稚舎的のものがあるのみである。

教 育 後 援 會

今一教育後援會

大正十三年六月九日兒童の父兄有志四十餘名一堂に參集し、教育後援會の組織につき相談しあ互に持つ子供をよくすることは自分のためであるばかりでなく、自然への感謝、社會への奉仕だといふ事が期せずして一致し、家庭に於いて如何に子供に對すべきか、學校にはどんな計畫が考へられて居るか、又どうして學校の計畫に副へるか等を談合し、結局學校教育の後援は直ちに子供の幸福であるとし、熱心な發起人によつて今一教育後援會が生れる運びとなり、七月九日を以て發會式を擧げ七百八名の入會者を得、規約を定むるに至つた。

規 約 摘 要

第三條 本會は其目的を達せんため左の事業を行ふ

- 一、教育上必要なる施設及計畫に對し援助をなすこと
- 一、學校と家庭との連絡を圖ること
- 一、兒童の就學出席を督勵すること
- 一、貧困兒童の學費補助をなすこと

一、卒業生の指導に對し援助をなすこと

一、今宮町青年團第一分團及本校處女會を援助すること

一、其他教育上必要と認むる事項の施設及援助をなすこと

第十二條 會員は會費として毎月金拾錢宛醸出するものとす 但し前納するも妨なし

斯くて大正十三年度に行ひたる事業は左の如くである。

○陸上運動競技會に百貳拾圓の後援支出をなす

○講演會を開くについて參拾圓の支出をなす

○卒業兒童の參宮旅行に七拾五圓の補助をなす

○貧困兒童のために四拾五圓の支出をなし學用品の給與をなす

○歷代校長の寫真を掲げ兒童の心情教育をなすため五拾圓の支出をなす

今二教育後援會

大正十二年五月五日創立せられ事務所を今宮第二尋常小學校内に置き本校兒童保護者並に篤志者を以て組織し、會員數七百拾壹名を得た。經費は毎月拾錢宛の會費と寄附金によることゝし、左の如き事業を行ふことを定めた。

(1) 教育上必要な設計畫に對し援助をなす (2) 學校と家庭との連絡を圖ること (3) 兒童の就學出席を督勵すること (4) 本校同窓會の指導に對し援助すること (5) 第二分團青年團及本校處女會を援助すること (6) 社會教育の援助をなすこと (7) 其の他の教育上必要と認むる事項

之に要する一年經費は參百五拾圓で基本金現在參百五拾圓と現在會費殘高五百八拾五圓をして居る。

今三教育後援會

大正十三年十一月八日に創立され事務所を今宮町甲岸今宮第三小學校内に置き今三小學校兒童保護者及篤志者を以て組織し學校教育施設の後援、社會教化施設の後援、教育功勞者表彰、教員研究視察に對する補助、文庫開設、會誌發行、校外に於ける學童の愛護、就學及出席督勵、今宮青年團第三分團處女會の援助、其他必要と認めたる事項を行ふことゝなし普通會員毎月拾錢特別會員毎月參拾錢又は一時に貳拾圓以上寄附名譽會員一時に五拾圓の寄附を以て經費に充てることに定めた。さうして一ヶ年經費は五六百圓の見積で現在は既に壹千圓の資產を有するに至つて、尙ほ益々基礎鞏固ならんとしつゝある。其規約は今一後援會と大同小異である。

今四教育後援會

學校の存在は、單に其の學校に於ける兒童教育のみに委ねず一般保護者の目醒めたる後援の必要は時代に伴ひ益々要求せられて來た。即大正十一年七月上旬發會式を擧ぐる運びとなつたのである。さうして本會は發會式當時より今日までに兒童及び會員の外一般保護者に對する慰安會、兒童教育上の設備品購入、及び兒童旅行及び會員學術講習參觀視察の補助、又講演會を開く等多くの事業をなし、且又卒業紀念旅行としての伊勢參宮には補助をなせし事等有益に働くもので、會員數も次第に増加し大正十四年一月末に於ては六百七十九名となり會員は一口一ヶ月十五錢の會費を負擔し其他理解ある人々の寄附もあり、大正十二年度に經費一、三二八圓餘を算し、基本金三六〇圓を有するに至り愈々益々隆運に向ひつゝあるのである。尙規約は今一後援會と大同小異であるから略する。

今五教育後援會

本會は本校學區内の有志の主唱によりて設立され今宮第五尋常高等小學校學區内に於ける學校教育家庭教育社會教育の事業を後援することを以て目的とし大正十三年三月六日區内兒童保護者及有志を以て組織された。同年十月二十六日に國民精神作興大講演會を開催し會員及一般聽講者に多大の感激を與へたが、斯る講演を年二回開催する豫定で、以て社會教育家庭教育事業の一端を援助し、且つ本校に附設する家庭修養會青年團少年團少女團に對しては毎月一定金

額の補助をなしつゝあるのである。本會は創立日尙淺く其の本領を充分發揮する域に至らないが會員數既に千貳百五拾名に及び一ヶ月豫算壹千貳百圓を算し益々堅實な發達と相待つて其の目的の達成を期しつゝあるのである。

社會教育の諸機關

青 年 團

本町には青年團の組織あり、分つて五個分團としてゐる。

第一分團は今宮町青年團第一分團と稱し今宮第一小學校内に事務所を置き、第一小學校通學區域に居住する満十二歳より満十九歳に至る青年を團員とし、學部を置き之を初學、中學、高等の三部に分ち年齡學力に應じて各部に包容せしめて居る。さうして其目的を達する爲め修養 講演會、講習會、夜學、討論會、見學、旅行。
體育 柔劍道、運動會、登山、遠足、角力。
矯風 善行者表彰、一般弊風の矯正。
を事業として行ふ事とし。年中行事として

一月 拜賀式、茶話會

七月 講演會

二月 拜賀式

八月 休

三月 春季總會

九月 秋季總會

四月 講演會

十月 拜賀式

五月 運動會

十一月 遠足

六月 討論會

十二月 茶話會

を行ふことを定め、大正十年九月を以て成立したので、爾來夜警或は運動會を催すなど、漸次其實を擧げつゝあるのは悦ばしいことである。

第二分團は今宮町青年團第二分團と稱し今宮第二小學校内に置き、同小學校通學區域内に居住する滿十五歳より二十五歳迄の青年を包容し、大正十年四月を以て組織を見たのである。目下の團員數は五十一名で經費は今宮青年團よりの補助金と會員の月掛會費により、第一分團と略々同様の事業を行つて次第に發達しつゝある。

第三分團 大正十三年五月十五日を以て生れ今三青年團と稱し今宮第三小學校内に事務所を置いた。正團員は十五歳以上二十五歳迄の青年とし、現下團員數二百十三名を有し、經費としては名譽團員よりの寄附金、贊助員より毎月三十錢正團員より毎月二十錢の會費を徵收して之れに充てゝ居る。此の一ヶ年の經費は約六百圓で、以て左の綱領の下に、左示の事業を行つて居る。

居る。

綱領

- 一、忠孝の本義を體し品性の向上に努むること。
- 二、體力を増進し質實剛健の氣風を作興すること
- 三、實際生活に須要なる知能を啓發すること
- 四、職業に精勵し勤勉力行の風を振作すること
- 五、立憲自治の思想を涵養し公民たるの修養をなすこと

事業

知徳の啓發(文藝部)

講演會、講習會、雄辯會、鬪論會、講談(以上辯論部)

雑誌の發行(以上編纂部) 音樂會、餘興會(以上餘興部)

體力の増進(體育部)

諸種の競技、應援歌の練習、國民體操(以上競技部)

教練、喇叭、模擬戰、兵式體操、不時呼集(以上軍事訓練部)

擊劍、柔道、弓術、相撲(以上武道部)

登山、遠足、海水浴、旅行(以上一般運動部)

風俗の改善(德育部)

表彰會、懲罰會、互助會、一般弊風の矯正、不良青少年の監視、拜賀式、祭祀の通知(以上矯風部)

消防援助、防火事業、衛生思想、入退營兵の送迎、其他公共に關する手傳或は事業(奉仕部)

身體の養護(養護部)

(一) 救急治療(救護係)

第四分團 大正十二年九月一日東都大震災に本團組織の端を發した。それは當時梅田に於ける避難所に出動せしもの僅に數名といふ貧弱さであつたので、之れでは此の地方の不名譽であるとしたのであつたが、大正十二年十一月十日國民精神振作の大詔煥發せられ質實剛健の精神を要求せらるゝに至り團員は自己の職業の時間をも割きて、團員勸誘に勉め大正十三年七月六日發會式を擧げ其の規約を設け、今四青年分團と稱し第四小學校區域の十五乃至二十五歳の青年を團員とし包容し且つ本團からの補助で團服を調製し、こゝに一定服装の團員を見るに至つたのである。斯く創立日尙ほ淺いが事業としては見るべき物が多い即ち大正十三年八月三十一日の如き關東震災を紀念する爲め、一行二十名の夜間生山越をなし、翌九月一日朝風に團旗を翻し、又雨中玉手山地方に皇陵を參拜し、聯合角力會に於て目醒しき活躍をなし 皇后陛下仁德帝陵御行啓に當り沿道の一部警戒の任を全ふし、又堺聯隊區司令部附高崎大尉を聘して講演を聽いたり又十三年末の寒夜に當り防火宣傳、勤儉貯蓄獎勵の宣傳に勤むる等、體育修養社會教化社會奉仕の上に青年の意氣を遺憾なく發現した。さうして尙ほ毎月茶話會を開き親睦をはかり團員十八名に上り又近く團報を發行する等急速の發達を遂げつゝある。其綱領と事業は左の如くである。

綱 領

- 一、忠孝の本義を體し品性の向上を圖る事
- 二、體力を増進し質實剛健の氣風を作興する事
- 三、實際生活に須要なる智能を啓發すること
- 四、職業に精勤し勤勉力行の美風を振作すること
- 五、立憲自治の思想を涵養し公民たるの修養をなすこと

一、修養 講演會、講習會、雄辯會、討論會、演劇會、見學、旅行等
二、體育 運動會、登山、遠足、角力、武道等

三、矯風 善行者の表彰、一般弊風矯正等

四、社會奉仕

第五分團、呱々の聲を擧げたのは大正十二年八月で今宮町本團の總集會により名付式を行はれたのであつた。十三年四月廿九日初めて第一回の臨時役員會を催し、分團則原案に對する承認、分團員募集法等を協議し七月廿六日第一回の總會を開催した。さうして會則を是認し役員の決定をなしたのであつた。爾來講演會、或は相撲會、或は生駒登山の半夜旅行六甲登山等を行ひ以て現在に及んでゐる。

春を迎へて大大阪市を南方に大いに活躍すべく、名稱は今宮町青年團第五分團、事務所を今宮第五小學校内に置き今宮第五小學校學區内に在住する満十五年以上満廿五年以下の男子をして組織し、現今團員數は七十五名に及び事業として左の如きことを行つてゐる。

- 一、修養 || 講演會、講習會、見學、旅行。
- 二、體育 || 柔劍道、運動會、登山、遠足等。
- 三、矯風 || 善行者の表彰、一般弊風の矯正等。

四、社會奉仕

これが維持は本團からの配當金、團員有志の臨時出資及第五小學教育後援會の補助金等で年額六十圓の經費を以てしてゐる。

處女會

今二處女會 大正十年四月十五日に創立され今宮第二尋常小學校内に事務所を置き今二小學校長を會長とし今二學區域内の満十二歳以上二十歳迄の未婚の女子を會員として講演會、諸手藝及び家事の講習會、登山遠足、社會見學等の事業をなし會員數今日既に七十五名に上づて居る維持方法は會合の都度實費徵收及び今二後援會の補助によるのである。

淑德會

小學校を卒業した女子の中、其大多數は家事及び業務につき自己修養の便が不充分である、此缺を補ふべく本會は創立を見るに至り、即ち大正十一年一月十五日今宮町全般に渡つて會員を募り、別に贊同者を得てこゝに本會の發會式を擧ぐるを得たのである。

其の後本會は體育に慰安に講習會に其の見るべき事業多く、體育方面としては登山遠足三回、慰安會三回、リボン刺繡講習會四回、編物講習會三回花生講習十七回を催し何れも多數會員の出席があり、又カ關東震災の時は會員から慰問品を募集した所が金子四拾五圓他に物品貳百數

點が立ち所に集り會員は其發送整理をなす等美德を發揮した、されば其の發展も年と共に加はり、大正十二年度に於ける經費支出金貳百數拾圓を見るに至つた。學校中心とする社會教化事業として本會の如きは特筆すべきものといふべく、現在其の會員三百六十五名の多きに上り、愈々向上しつゝある。

會則摘要

第一條 本會は會員相互の親睦を厚くし兼て良妻賢母たるの修養に勉むるを以て目的とす

第七條 本會の事業左の如し

總會修養講習會講演會遠足旅行音樂會裁縫講習會家事講習會會誌發行茶話會等にして

右の事業は會員役員の希望に依り適宜開會す但し總會は毎年一回行ふものとす

第十一條 正會員の入會金は五拾錢とし總會毎に金參拾錢を納むるものとす

今宮少年義勇軍

本團は大正十三年六月一日を以て創立し今宮少年義勇軍と稱し事務所を今宮町出城通五丁目岡部方に置き今宮町に居住の子弟で、尋常五六學年在學兒童中、知能優秀、身體強健、志操堅固の者を選抜して團員とし今宮町に關係ある學校職員並びに有志が指導者となつてゐる。

此經常費は一年間約百貳拾圓内外資產は貳千圓の現金を有し、尙ほボーリスカウト事業に理

解ある有志諸氏より普ねく寄附を募つて之を基本資產とし、その利潤をもつて一ヶ年毎の經常費に充てゝゐる。

創立式は大正十三年六月一日で、恰かも攝政殿下御成婚奉祝に相當する日出度き日に第二校講堂に舉行し、爾來一週二回放課後一時間宛第二小學校の教室及び運動場を借用して、學科並びに各種操作の教練を課してゐる。さうして宣傳行軍として夜中帝塚山方面に、及夜雨を冒して天下茶屋方面に各種の斥候動作を實習し、兼て一般人士に對する宣傳を行ひ、又勤儉獎勵のための路傍演説に出動し、或は高齡者慰安會を開催したり、或は築港内碇泊中の屋島丸を見學したり又南海沿線高師濱に天幕生活を營み、教練、學科水泳等を練習したり又遠足として八幡山崎方面に出動したり、若くは大阪聯盟の行事に參加したり尙旅行として淡路島に渡り洲本より海濱に出で、地曳網漁獵を見學し、背後の山に登つて繪の如き内海の風光を俯瞰し、地誌歴史を講話したり、又岡部鑄物工場出火の際に出動、消防に協力したりして、目覺ましき活動をして居るのである。

今宮汗愛少年團

本團は今宮第五尋常高等小學校高等科男兒童を以て大正十二年三月十日に組織せられ事務所を今宮第五小學校に置き、人格の向上、身體の鍛練を圖ると共に、勤勞の習慣を養成し、社會

奉仕の精神を涵養し、校風を作興する等の目的を以て、大正十二年三月十日發團式を舉行し、爾來毎月一回會合を開き、講演、見學、休日早起、體操、美化作用等各種の事業並に作業をして居る。經費は一ヶ年六十圓で、第五小學校教育後援會から補助して居るのである。

今宮汗愛少女團

本團は、今宮第五尋常高等小學校高等科女兒童を以て組織し、大正十二年三月三日創立し、第五小學校内に事務所を置き、人格の向上、身體の鍛練を圖ると共に、勤勞の習慣を養成し社會奉仕の精神を涵養し校風を作興する等の目的を以て、大正十二年三月三日發團式を舉行し、爾來毎月一回例會を開き、講演、見學、早起、美化體操等の各種の事業並に作業をなしつゝある。經費維持方法等は汗愛少年團と同一である。

家庭修養會

本會は東宮殿下御成婚の紀念事業として、井岡今宮第五小學校長が御互の生活を一層改め暗かつた所を明くし、争つた所を笑ひ合ひ、責め來つた點を許し合ひ、住みよき世界を作るべく其の第一步として現在の家庭の醒覺めを計りたいとの念願から、之が機關としての會合を企畫し、有志諸氏と協議の結果大正十三年二月二十六日を以て、阪南家庭修養會と命名し、今宮第五小學校區を中心とする家庭有志を會員として創設し日下會員九十名を包容し、年經費壹百貳

拾圓を教育會後援會より補助することゝし爾來毎月一回の豫定を以て會合し、相互の修養に努めてゐるのである。さうして其例會には多くの場合に於て唱歌「君が代」を合唱し次で靜坐、及遙拜をなし、講演、感話、體操及團歌合唱の後に懇談會をなすを常とし時には餘興を加ふることもある。此他大正十三年三月廿六日には孝子前田利三君を表彰し大正十四年二月には「心の力」衍義を刊行したりした。斯うして専ら家庭の修養に資して居るのである。

同窓會

第四小學校同窓會 本會は第四小學校の第一第二回男子卒業生の發案で卒業生の母校愛の發露に依る美しき會合である。大正十三年十月創立され、日下會員三十八名毎年秋季に會合して親睦を圖ることゝして居る。

第五小學校同窓會 本會は會員相互の親睦を圖り、知徳の開發身體の練磨を目的として、大正十四年三月一日發會式を舉行し會員數六百四十四名を有して居るが創設後日尚淺く、未だ事業の記すべきものはない。今後の發展を策して居る次第である。

修身研究會

本會は西成郡教員會南支部の事業なるも、今宮第五尋常高等小學校を會場校とし、常に同校を中心として、研究を繼續せしを以て茲に之を記載することゝした。

本會は修身科に關する全般のことを研究審議し、小學校に於て修身科を如何に取扱ひ、且つ教授すべきかを研究するの趣意を以て、西成郡南部十校(後に十一校)……今宮玉出粉濱津守の各校……より各修身科主任一名宛會合し左記大綱に依り順次研究の歩を進めつゝある。

一、道徳の根本義の研究 大正十二年二月二十三日より前後十回に涉り、各校該科主任の研究發表會を行ひ、審研討議を重ね、最後に大阪府池田師範學校教諭相澤龍平氏を聘し批判指導を受け本研究を終つた。

二、教材研究 道徳の根本義の研究終了後、更に教材の研究に移り、大正十二年十二月四日に第一回研究委員會を開會してより以來毎週一回の豫定を以て當該委員の會合を行ひ各徳目に就て漸次研究を進め、會を重ねること五十餘回、大正十四年三月二十六日之が完結を見たり。

三、教授細目の編成 教材研究終了後更に之を基礎として小學校各學年の修身科教授細目を編成する豫定である。

今宮町立圖書館

大正十年七月今宮町文庫設立の町議成りたるも當町役場樓上に設置し文庫費として金額二千

八百三十四圓を計上するに過ぎず僅に文庫の形式を保つに止まり以て民衆の閲覽に供し一般を便せしむることが出來ないので大正十一年再び擴張の意味を以て圖書館設置の件を議し遂に圖書館令第一條に則り設置することとなり、同十一年六月二十九日館則を制定し爾後庶務課の所管として設備の充實に努力し、茲に創めて館員を常設し、同十一年八月一日を期し現在の位置今宮町花園三五二地に今宮町立圖書館として開館し同十三年一月より更に教育課の所管に遷されたのである。

今宮町立圖書館々則摘要

- 第四條 年齢十歳以上ノ者ハ何人ニテモ本館ノ圖書ヲ閲覽スルコトヲ得
- 第六條 本館ハ閲覽料ヲ徵收セス
- 第八條 本館ハ別ニ定ムル規定ニ依リ圖書ノ館外貸出シヲナスコトアルヘシ

豫算年額

大正十一年度	二、八三四圓
大正十二年度	四、四八〇
大正十三年度	五、九七〇

各年度圖書納入數

大正十一年度 一、四二六冊 (購入九六五冊寄贈四六一冊)

大正十二年度 七六〇冊 (購入五二二冊寄贈二三八冊)

大正十三年度 七六一冊 (購入六八九冊寄贈七二冊)

大正十四年度 四五冊 (購入一七冊寄贈二八冊)

此價格 五、六五四圓九六

分類圖書冊數

(一門)一般書類、鄉土志料、少年書類五九二冊 (二門)宗教、哲學二六七冊 (三門)教育

一〇六冊 (四門)文學、語學九五六冊 (五門)歷史、傳記、地理、風俗、慣習三九二冊

(六門)政治、法律、經濟、財政、統計、社會、家政、兵事二七七冊 (七門)理學、醫學數學一九七冊 (八門)工學、工業、四七冊 (九門)產業、商業、交通、通信六四冊 (十門)

美術音樂、諸藝、遊戲九四冊。

總計 二、九九二冊

年度別閱覽人員調

大正十一年度一二、四五五人 (成人男五、八四三人女二、一人) (兒童男五、二八三人女一、一

一八人)

大正十二年度二九、五五四人 (成人男一九、五六七人女三三七人) (兒童男七、六五九人女二、

〇〇一人)

大正十三年度二、九〇五〇人 (成人男一六、四三二人女二三一人) (兒童男九、六八五人女二、七二二人)

年度別閱覽冊數調

大正十一年度 三三、〇九三冊 (一日閱覽平均冊數二三九、八一)

大正十二年度 六九、五四五冊 (一日閱覽平均冊數二〇六、三六)

大正十三年度 六七八、七五冊 (一日閱覽平均冊數一九九、六三)

今宮町立圖書館年度調查表

(大正十四年三月調)

年 度	圖書冊數		閱 覽 人 員	收 入 額		支 出 額	人 職 員
	和 漢 書	洋 書		日 閱 數	閱 覽 人 員		
大正十一年	一、四〇八	一八					
大正十二年	七五二	八					
大正十三年	七四一	三〇					
	三四〇	二九〇五〇					
	八二、八九						
	一	一					
	一	一					
	五、五七	三、三七、空					
	一	四、四八					
	三貞本義保	三貞本義保					